

火葬場使用料の一部を給付金として支給しています

市では、滝沢市民の方がお亡くなりになり、火葬された際に支払った火葬場使用料の一部を、給付金として支給しています。給付金の申請は、葬式などが終わりひと段落したら、速やかに行ってください。

1 給付額

火葬場使用料が 30,000 円を超えた場合は、30,000 円を超えた金額のうち 20,000 円を上限として給付金を支給します。なお、給付金の算定に当たっては、千円未満を切り捨てて算定します。

火葬場使用料の支払額	給付額
50,000 円以上	20,000 円（上限額）
31,000 円～49,999 円	1,000 円～19,000 円 ※火葬場使用料の支払額－30,000 円（千円未満切り捨て）
30,999 円以下	0 円

2 給付金を申請できる方

給付金を申請できるのは、死亡届提出時に火葬許可を受けた方です。

3 受付場所

滝沢市役所本庁で受付しています。（※東部出張所では受付しておりません。）

4 受付時間など

受付時間は、平日の 8 時 30 分から 17 時までです。

土曜・日曜・祝日や年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）には受付していません。

5 必要なもの

- (1) 滝沢市火葬場使用料給付金支給申請書兼請求書
- (2) 火葬許可証の写し（火葬場管理者の印、火葬執行日時の記載のあるもの。死亡届を提出した時に発行され、火葬後骨壺と一緒に返却された書類です。）
- (3) 火葬場使用料の領収書（原本を確認のうえ、写しをいただきます。）
- (4) 申請者の印鑑
- (5) 振込先の通帳（申請者名義の口座をお持ちでない場合などは、事前にお問い合わせください。）

6 給付金の振込

給付金は、申請書を審査のうえ、後日、申請時に指定していただいた口座に振り込みします。

7 お問い合わせ

滝沢市市民環境部市民課／電話：019-656-6512